

業庫第30号(例)
2024年6月3日

代理店引受金融機関本部
代 理 店 御中

日本銀行業務局

「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」の一部改正に関する件

「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく森林環境税に係る徴収金の納付手続の特例に関する省令」(令和6年財務省令第8号)および「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律に基づく特別法人事業税の納付手続の特例に関する省令の一部を改正する省令」(令和6年財務省令第9号)の施行により、歳入金にかかる納付書の書式が追加または改正されたことに伴い、標題規程(昭和55年2月1日付国丙第2号別冊)の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので、通知します。

なお、本改正の実施日以後も当分の間は、改正前の書式による納付書により納付があった場合でも、そのまま受入れて頂いて差し支えありません。

以 上

「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」中一部改正

- 参考書式第5号（29）の2中「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律に基づく特別法人事業税の納付手続の特例に関する省令別紙書式」を「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律に基づく特別法人事業税に係る徴収金の納付手続の特例に関する省令別紙書式」に、「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第10条第3項に基づく特別法人事業税支払金」を「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第10条第3項に基づく特別法人事業税に係る徴収金払込金」に改める。

- 参考書式第5号（31）の次に次の参考書式第5号（32）を加える。

書式第5号(32) (森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく森林環境税に係る徴収金の納付手続の特例に関する省令別紙書式)

第一片

納付書・領収証書		国庫金	森林環境税
(住所) (氏名) 殿		令和 年度	内閣府、総務省及び財務省所管
		交付税及び譲与税配付金特別会計(番号)	
		(取扱庁名(番号))	
		納付金額の計算	金額
注意 1 この納付書は、3枚1組となっていますから、3枚とも納付場所に提出してください。 2 納付金額を納付するときは、納付者の住所及び氏名並びに納付金額を明瞭に記入し、納付場所に提出してください。		納付額	千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
		①	
		還付額	
		②	
		還付金等返納額	
③			
前月調整後不足額			
④			
払込額・不足額			
⑤ (①-②+③-④)			
納付金額		千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	
納付目的		上記金額を領収しました。	
森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第8条第2項及び第3項に基づく森林環境税に係る徴収金払込金		(領収日付等)	
納付期限			
令和 年 月 日			
納付場所			
日本銀行本店・支店・代理店又は蔵入代理店			

第二片

領収控		国庫金	森林環境税
(住所) (氏名) 殿		令和 年度	内閣府、総務省及び財務省所管
		交付税及び譲与税配付金特別会計(番号)	
		(取扱庁名(番号))	
		納付金額の計算	金額
		納付額	千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円
		①	
		還付額	
		②	
		還付金等返納額	
③			
前月調整後不足額			
④			
払込額・不足額			
⑤ (①-②+③-④)			
納付金額		千 百 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	
納付目的		上記金額を領収しました。	
森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第8条第2項及び第3項に基づく森林環境税に係る徴収金払込金		(領収日付等)	
納付期限			
令和 年 月 日			
納付場所			
日本銀行本店・支店・代理店又は蔵入代理店			

領収済通知書		国庫金	森林環境税										
あて先 <small>歳入徴収官、歳入徴収官代理、分任歳入徴収官又は分任歳入徴収官代理官職氏名並びに所属庁名及び所在地</small> (住所) (氏名) <div style="text-align: right;">殿</div>		令和 年度	内閣府、総務省及び財務省所管										
	交付税及び譲与税配付金特別会計 (番号)												
	(取扱庁名 (番号))												
	納付金額の計算	区分	金額										
		納付額 ①	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十
還付額 ②													
還付金等返納額 ③													
前月調整後不足額 ④													
払込額・不足額 ⑤ (①-②+③-④)													
納付金額		千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
納付目的 <small>森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第8条第2項及び第3項に基づく森林環境税に係る徴収金払込金</small> 納付期限 令和 年 月 日 納付場所 <small>日本銀行本店・支店・代理店又は歳入代理店</small>		上記金額を領収しました。 (領収日付等)											

備考

1. 用紙の大きさは、各片ともおおむね縦 11 cm、横 21 cm とすること。
2. 各片に共通する事項（あらかじめ印刷する事項を除く。）については、複写により記入するものとする。
3. 取扱庁名欄の番号は、日本銀行国庫金取扱規程（昭和 22 年大蔵省令第 93 号）第 86 条の 2 の規定又は歳入徴収官事務規程等の一部を改正する省令（昭和 40 年大蔵省令第 67 号）附則第 4 項の規定により日本銀行から通知を受けた歳入徴収官ごとの取扱庁番号を付するものとする。
4. 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の調整を加えることができる。